

消表対第691号
2消安第217号
健が発0410第1号
令和2年4月10日

各

都道府県 保健所設置市 特別区

 食品表示主管部（局）長 殿

消費者庁表示対策課長
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長
厚生労働省健康局がん・疾病対策課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく
食品表示基準の運用について

食品表示法（平成25年法律第70号）においては、食品表示の適正の確保のため、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）が定められているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が国内外の食料品のサプライチェーンに深刻な影響を及ぼしつつあることに伴い、食品原材料又は添加物（以下「原材料等」という。）の供給停滞により、原材料等の切替えを検討している食品関連事業者が容器包装の資材変更に即時対応できず生産が滞るなど、食品の生産及び流通の円滑化に支障が生じることが危惧されています。

このように、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会的、経済的活動に影響を及ぼしている現状において、一般消費者の需要に即した食品の生産体制を確保する観点から、食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）第1条に定める事項を除き、食品表示基準に基づき容器包装に表記された原材料等、原料原産地又は栄養成分の量などの表示事項と実際に使用されている原材料等、その原料原産地又は当該原材料等から得られる栄養成分の量などの表示事項に齟齬^{そご}がある場合であっても、一般消費者に対して、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等により当該食品の適正な原材料等その他の情報が適時適切に伝達されている場合にあっては、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応をお願いします。

また、本通知に便乗した、一般消費者を欺瞞^{ぎまん}するような悪質な違反についての取締りを排除するものではないことを申し添えます。

なお、本通知をもって、「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原料の供給不足を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」（令和２年３月３日付け消表対第 351 号・元消安第 5568 号）は、廃止します。

(参考) 「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(令和2年4月10日)に関するQ & A

(問1) 本通知における食品表示基準の弾力的運用の対象は、表示事項であって、原材料、添加物、原料原産地又は栄養成分の量に限るとの考え方でよい。

(答)

本通知は、原材料等の切替えを検討している食品関連事業者が容器包装の資材変更に即時対応できず生産が滞るなど、食品の生産及び流通の円滑化に支障が生じることが危惧されていることを背景とし、食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項を定める内閣府令(平成27年内閣府令第11号)第1条に定める事項を除くことから、基本的には、食品原材料又は添加物(以下「原材料等」という。)など、いわゆる品質事項が本運用の対象となる。

ただし、食品関連事業者が、やむを得ずに行った原材料等の切替えや製造所の変更により、容器包装に表記された原材料等のみならず、原料原産地、栄養成分の量、製造所又は加工所の所在地等について、実際の原材料等などとの間に齟齬が生じる場合があることから、その場合には、当該原料原産地、栄養成分の量、製造所又は加工所の所在地などの表示事項も本運用の対象となる。

(問2) 原料原産地に関しては、原材料が輸入品の場合に限られるのか。

(答)

本通知は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が国内外の食品のサプライチェーンに深刻な影響を及ぼしつつあることを背景としていることから、原材料が国産又は輸入品の場合、原材料が生鮮食品又は加工食品の場合のいずれの場合も本運用の対象となる。

(問3) 原材料等の切替えを行った場合には、栄養成分表示に関して、必ず「原材料等の変更により栄養成分の量に誤差が生じる可能性がある」旨伝達しなければならないのか。

(答)

やむを得ず原材料等の切替えを行った場合に、表示されている熱量及び栄養成分の量が許容差の範囲に入る場合には、「原材料等の変更により栄養成分の量に誤差が生じる可能性がある」旨の伝達を行わなくとも問題ない。

しかしながら、「合理的な推定により得られた一定の値」を表示している場合又は実施した成分分析結果に基づいて表示している場合のいずれであっても、やむを得ずに行った原材料等の切替えによって、表示されている熱量や栄養成分の量の妥当性が不

明となる場合には、「原材料等の変更により栄養成分の量に誤差が生じる可能性がある」旨の情報の伝達をお願いする。

（問４）本通知に便乗した悪質な違反を確認した場合には、どのような対応を行えばよいのか。

（答）

本通知は

- ① 国内外における原材料等の供給停滞に伴い、食品関連事業者が、やむを得ずに行った原材料等の切替えにより、容器包装の資材の変更に即時対応できないなどの事情がある場合に限り
- ② 一般消費者に対して、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等により、当該食品に実際に使用された原材料等、その原料原産地又は当該原材料等から得られる栄養成分の量などを適時適切に伝達することを条件として
- ③ 容器包装に表記された原材料等などの内容と実際に使用された原材料等などの内容に齟齬がある場合であっても、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないことを知らせるものであり、本運用から除外した、食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項を定める内閣府令第１条に定める事項が、当該食品の容器包装に適正に表示されていない場合のほか、上記②の情報伝達が適時適切に行われていない場合などを含め、一般消費者を欺瞞^{ぎまん}するような悪質な違反についての取締りを排除するものではない。

このため、悪質な違反については、引き続き、関係機関とも連携した厳正な取締りを行うようお願いする。